

【復興交付金事業計画の総合的な実績に関する評価様式】

計画名称	大槌町復興交付金事業計画
計画策定主体	岩手県・大槌町
計画期間	平成23年度～令和2年度 ※繰越事業完了は令和4年度
計画に係る事業数	131事業（内訳：県事業26件、町事業105件）
計画に係る事業費の総額	1,349億円（内訳：県139億円、町1,210億円）
うち復興交付金執行額	1,089億円（内訳：県120億円、町969億円）

東日本大震災による被害の状況に対応した復興まちづくりの現況

【被災状況】

(1) 人的被害

死者 820人
 震災関連死 52人
 行方不明者 414人（うち 死亡届出数 413人）

(2) 家屋被害

全壊・大規模半壊・半壊 4,167棟
 一部損壊 208棟

(3) その他の被害

被害の区分		被害額	備考
産業被害	水産業	5,127,926千円	水産施設、漁船、養殖施設等
	農業	610,000千円	水田、畑、用水路、農道
	林業	271,741千円	林野、林道
	商工業	14,039,490千円	機械設備、商品等
	観光業	1,684,607千円	観光施設、自然公園
	小計	21,733,764千円	
公共施設被害	役場庁舎等	9,555,102千円	建物、公用車棟
	消防施設等	427,364千円	庁舎、機械、装備、消火栓等
	道路・海岸等	41,181,244千円	公共下水道等
	上水道施設	2,213,311千円	ポンプ場等
	学校	3,044,796千円	建物、設備等
	社会教育施設	1,305,284千円	公民館、図書館、運動場等
	社会福祉施設	136,660千円	児童・障害・高齢者・福祉施設等
	小計	57,863,761千円	
産業・公共施設被害（合計）		79,597,525千円	

【復旧・復興状況】

東日本大震災によって甚大な被害を受けた大槌町において、被害の状況や影響、復興に向けた課題を把握し、1日も早く復興を成し遂げるため、平成23年12月に大槌町東日本大震災津波復興計画を策定した。

本計画は、復興に向けた基本的な施策を示す「基本計画」と各施策に対応した事業のあり方を示す「実施計画」の2つの計画で構成されており、基本計画の計画期間は、平成23年度から平成30年度までの8年間とし、実施計画は、平成23年度から平成25年度までを「復旧期」、平成26年度から平成28年度を「再生期」、平成29年度から平成

30年度を「発展期」と位置づけ、「協働連携で達成する大槌町の魅力ある暮らしと風景の再生」を目標に事業を進めてきた。

令和元年度からは、大槌町東日本大震災津波復興計画の後継として第9次大槌町総合計画を策定し、基本方針を継承しながら、町民と行政との協働により、持続可能なまちづくりに向け事業を進め、令和4年度に復興事業が完了した。

復興事業の完了後も、復興事業の切れ目のない取組として「未来につなげる着実な復興まちづくり」を新たに掲げ、まちづくりを進めている。

○人口の状況

	平成22年度末	平成28年度末	令和4年度末
大槌町人口	15,979人	12,176人	10,837人

○水産業の状況

	平成22年度末	平成28年度末	令和4年度末
魚市場水揚数量	4,237t	914t	1,090t
水揚金額	1,060,469千円	497,628千円	374,790千円

○観光業の状況

	平成22年度末	平成28年度末	令和4年度末
観光入込客数	147,915人	103,308人	77,067人

復興交付金事業計画における主要な事業結果の概要

●埋蔵文化財発掘調査事業（A-4-1）

埋蔵文化財包蔵地における被災者の個人住宅、中小企業等の店舗・工場等建設などに伴う埋蔵文化財の発掘調査、防災集団移転促進事業や区画整理事業などの公共復興事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を行った。

●浪板地区漁業集落防災機能強化事業（C-5-6）

被災した浪板地区において、漁業者の高台へ移転に必要な団地の造成、付帯する道路、排水施設（汚水・雨水）の整備を行った。

事業実施においては、団地造成や緑地広場・道路整備の各土木工事、排水管路整備の管工事と、事業計画区域内での復興関連事業が多岐に渡る状況下であり、これらを一体的に管理、施工することで、最も経済的かつ効率的な事業推進を図るため、CMR方式を採用し実施した。

●水産業共同利用施設復興整備事業（市町村設置タイプ）（C-7-1）

水揚げ振興等の流通復興を進めるため、製氷貯氷能力の町内製造・貯氷能力の復旧を図るとともに、町の基幹産業の水産業の主要魚種である、さけ・ます ふ化場の施設の整備を行った。

●都計道大ケ口線（仮称）大ケ口大橋整備事業（D-1-2）

大槌川を挟んで文教エリアである沢山地区と防災・居住エリアである源水・大ケ口地区を結ぶ幹線道路を整備し、地域間ネットワーク強化が図られた。

さらには三陸沿岸道路大槌インター入口に接続していることから、県内及び県外自治体との交通の利便性が向上し、地域産業の振興や災害緊急時における物資輸送

の連絡強化が図られている。

事業実施においては、他の町道路線整備事業など、「町方地区」の復興関連事業と調整し、一体的に管理、施工することで、最も経済的かつ効率的な事業推進を図るため、URに事業の一部を委託しており、URはCM方式を活用して事業を実施した。

●（仮称）浪板幹線整備事業（D-1-8）

本道路は隣接の漁業集落及び災害公営住宅とともに一体的に整備し、漁業集落、災害公営住宅及び既存集落の発生交通量进行处理している。

また、国道45号に接続していることから（仮称）浪板地区高台移転連絡道路整備事業と併せて災害時には高台への迅速な避難や交通ネットワークの構築など、多様な役割を担う道路として利用されている。

事業実施においては、「浪板地区漁業集落防災機能強化事業（C-5-6）」や、「浪板地区防災集団移転促進事業（D-23-12）」などの復興関連事業と調整し、一体的に管理、施工することで、最も経済的かつ効率的な事業推進を図るため、CM方式を活用して事業を実施した。

●町方地区災害公営住宅整備事業（D-4-9）

大槌町では全6,388世帯のうち4,246世帯が家屋被害を受けた。住宅を失った世帯を対象に災害公営住宅への入居意向調査を行い、災害公営住宅を整備したことにより、被災者の生活再建支援が図られた。

●災害公営住宅家賃低廉化事業（D-5-1）

被災者向けに整備した災害公営住宅に係る災害公営住宅家賃低廉化事業を実施することにより、当該災害公営住宅の入居者の居住の安定確保が図られた。

●がけ地近接等危険住宅移転事業（D-13-1）

東日本大震災津波により甚大な被害を受けた沿岸部から、非浸水区域の内陸部へ住宅再建（自主移転）する世帯で、災害危険区域内にある既存不適格住宅の移転を行う者に対し、住宅ローンの利子相当額を補助金として交付することによって移転を促進し、津波等の危険から住民の生命の安全が確保された。

●安渡地区津波復興拠点整備事業（D-15-2）

低地部を水産加工場等大規模な特定業務施設として整備し、高台に津波防災拠点施設（避難ホール）を整備した。

事業実施においては、産業拠点の敷地造成や緑地広場・道路整備の各土木工事、地域交流施設等の建設工事と、事業計画区域内での復興関連事業が多岐に渡る状況下であり、これらを一体的に管理、施工することで、最も経済的かつ効率的な事業推進を図るため、CM方式を活用して事業を実施した。

●町方地区津波復興拠点整備事業（D-15-3）

大槌町の中心市街地である町方地区において、中心市街地として必要となる公共公益的な拠点施設整備並びに商業施設及び業務施設等を計画的に誘導するための産業団地整備をした。

事業実施においては、宅地や産業拠点の敷地造成や緑地広場・道路整備の各土木

工事、地域交流施設等の建設工事と、事業計画区域内での復興関連事業が多岐に渡る状況下であり、これらを一体的に管理、施工することで、最も経済的かつ効率的な事業推進を図るため、URに事業の一部を委託しており、URはCM方式を活用して事業を実施した。

●町方地区震災復興土地区画整理事業（都市再生区画整理事業）（D-17-7）

大槌町の中心部である「町方地区を土地区画整理事業により被災市街地を山側にシフトし、コンパクトにしたうえで、津波浸水を免れる高さに平均2.2m嵩上げし、中心市街地としての復興を図った。

事業実施においては、団地造成や緑地広場・道路整備の各土木工事のほか、「都計道大ヶ口線（仮称）大ヶ口大橋整備事業（D-1-2）」などの復興関連事業と調整し、一体的に管理、施工することで、最も経済的かつ効率的な事業推進を図るため、URに事業の一部を委託しており、URはCM方式を活用して事業を実施した。

●大槌町復興まちづくり計画策定支援・災害危険度判定調査事業（D-20-1）

津波に対する市街地の災害危険度の把握と避難行動計画の基礎資料として避難路・避難広場等の安全性を検証するため、津波防災施設の破壊を考慮する等、所定の条件における津波シミュレーションを実施した。

●沢山・大ヶ口地区下水道事業（D-21-2）

沢山・大ヶ口地区において防集団地、災害公営住宅及び小中一貫教育等の公共施設の整備に伴い、下水道施設（汚水管路・雨水函渠）を整備した。

事業実施においては、「町方地区防災集団移転促進事業（D-23-8）」などの復興関連事業と調整し、一体的に管理、施工することで、最も経済的かつ効率的な事業推進を図るため、CM方式を活用して事業を実施した。

●町方地区防災集団移転促進事業（D-23-8）

大槌町の中心部である「町方地区」のうち、住民の居住に適当でないと認められる移転元地を取得し、町民の生命、財産を津波による被害から防止を図ることができた。また、高台に移転先団地を造成し、被災者の生活再建に寄与した。

事業実施においては、「沢山・大ヶ口地区下水道事業（D-21-2）」などの復興関連事業と調整し、一体的に管理、施工することで、最も経済的かつ効率的な事業推進を図るため、URに事業の一部を委託しており、URはCM方式を活用して事業を実施した。

●低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業（E-1-1）

復興地域の浄化槽整備を促進するため、被災した地域及び高台移転等により新たに住居を建築する地域において低炭素社会対応型浄化槽を設置する者に対して設置費用を助成することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与した。

復興交付金事業計画の実績に関する総合評価

○復興まちづくりにおける復興交付金事業計画の有用性、経済性

復興交付金事業計画の実施により、被災者の意向を的確に反映させた住宅団地や災害公営住宅の整備、甚大な被害を受けた水産業関連施設の復旧、今後の災害時の拠点となる津波復興拠点の整備等、本事業計画により実施した事業は多岐にわたる

が、いずれも復興まちづくりにおいて必要不可欠な事業である。

町及び県で実施した131事業は、いずれも所期の目的を達成しており、被災者の生活再建や、単なる復旧にとどまらない「災害に強いまちづくり」を実現できたことから、有用性が高いと判断できる。

経済性の面においては、調査設計費の積算は、設計業務等標準積算基準等により積算を行い、工事費の設計・積算は、公共土木工事標準積算基準等により積算を行い、いずれも大槌町財務規則等に基づき入札を執行し、業者を選定していることから適正な事業費で事業が執行されたと判断できる。

また、「適正な事業執行」と併せて求められている「復旧、復興への対応の速さ」や、「町技術職員の不足」などへ対応し、また、敷地造成や施設整備といった「事業計画区域内での復興関連事業が多岐に渡る状況下において、事業間の調整」などを実施することにより、最も経済的かつ効率的な事業推進を図るため、前述の契約方式のほか、中心市街地である「町方地区」の整備を、実施体制の整っている独立行政法人都市再生機構（UR）に委託した。

URはCM方式を活用して工事を実施し、官民連携の下、個別発注に要す時間や入札不調等による遅延を回避しつつ、設計・施工の体制を常時維持し、求められている速さにも対応できるよう事業を推進した。

また、「町方地区」以外の地区の整備についても、管理CMRとして建設コンサルタントが参画するCM方式を実施し、復興まちづくりのモデル事業となった。

このモデル事業においては、その事業量や復興関連工事の集中により、発注者である行政側、受注者であるCMR等の双方にマンパワーの不足が常態化し、かつ、建設資機材及び労務費の高騰といった極めて厳しい環境となる中での事業の遂行を余儀なくされたが、事業開始から約6年（工事着工から約5年）という短期間で完成したことは、管理CMRによる事業管理、事業調整等の発注者支援、設計施工CMRによる一括発注やファストトラック方式による施工の成果であり、発注時においてはオーブンブック方式により経費の抑制とコストの透明化が図られている。

以上より、復興交付金事業を実施するに当たって、経済性は適正であると判断できる。

○復興交付金事業計画の実施に当たり、県又は市町村において改善が可能であった点特になし。

○総合評価

復興交付金事業計画の実施により、大槌町東日本大震災津波復興計画に掲げる「4つの生活基盤」（物的・社会的・経済的・文化的な生活基盤）の整備を推進した。

これは、被災者の生活再建、漁業や水産加工業といった水産業の再生、防災機能の強化など、被災した施設や設備等の早期復旧と、単なる復旧にとどまらない「災害に強いまちづくり」に大きく寄与したものである。

入札不調等のやむを得ない事由により、一部の事業に期間延伸があったものの、本町の早期復旧・早期復興を図るに当たって、復興交付金事業は必要不可欠であり、様々なメニューを効果的に展開・実施できたことから、復興交付金事業計画は有用であったと評価できる。

評価の透明性、客観性、公正性を確保するための取組

町事業において、事業担当部局と評価担当部局を分離した。

県事業においては、事業を所管する課室と評価を実施する復興防災部復興推進課を分離する取り組みを実施した（県事業は全市町村で評価部局の分離の取組を実施）。

担当部局

大槌町 企画財政課 電話番号：0193-42-8712

岩手県 復興防災部 復興推進課 電話番号：019-629-6935